

令和2年第1回南島原市教育委員会臨時会

日時 令和2年6月4日(木) 午後2時
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

議事日程

第1 開会

第2 会議録署名人の指名

第3 議案審議

議案第31号 南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

議案第32号 南島原市立学校設置条例等の一部を改正する条例について

議案第33号 財産の取得について(学校給食センター厨房機器購入(1工区))

議案第34号 財産の取得について(学校給食センター厨房機器購入(2工区))

報告第3号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

第4 その他

(1) その他

第5 閉会

議案第 31 号

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市奨学資金制度の充実を図るため、所要の改正を行うもの。

令和 2 年 6 月 4 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

南島原市奨学資金貸付基金条例（平成18年南島原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第2項中「第11条」を「前条」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とし、第6条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第5条第1号中「独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校」を「第5条第3号に規定する教育施設で、これに相当するもの」に改め、同条第2号中「及び専修学校」を「、専修学校及び第5条第3号に規定する教育施設で、これらに相当するもの」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条中「在学する者」を「在学するもの」に改め、同条第1号イ中「大学（」の次に「法第97条に規定する大学院及び」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）その他の法令で定める教育施設で、規則で定めるもの

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第7条の規定は、令和2年度以後に貸付けを受ける者について適用する。

南島原市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。</u></p> <p><u>(管理)</u></p> <p><u>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u></p> <p><u>(運用益金の処理)</u></p> <p><u>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p><u>(貸付対象)</u></p> <p><u>第5条 奨学資金は、南島原市に住所を有する者の子弟で、次に掲げる学校に在学するものに対して貸し付けるものとする。</u></p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する次の学校</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大学（<u>法第97条に規定する大学院及び法第108条に規定する短期大学を含む。</u>）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>(基金の額)</u></p> <p><u>第2条 基金の総額は、6億5,000万円とする。</u></p> <p><u>2 市長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して繰入れをすることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により繰入れが行われたときは、基金の額は、繰入額相当額増加するものとする。</u></p> <p><u>(貸付対象)</u></p> <p><u>第3条 奨学資金は、南島原市に住所を有する者の子弟で、次に掲げる学校に在学する者に対して貸し付けるものとする。</u></p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する次の学校</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大学（<u>法第108条に規定する短期大学を含む。</u>）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）その他の法令で定める教育施設で、規則で定めるもの

(貸付けを受ける者の条件)

第6条 (略)

(貸付月額)

第7条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校及び第5条第3号に規定する教育施設で、これに相当するもの（以下「高等学校等」という。） 3万円以内

(2) 大学、高等専門学校、専修学校及び第5条第3号に規定する教育施設で、これらに相当するもの（以下「大学等」という。） 5万円以内

(貸付期間)

第8条 (略)

(貸付条件)

第9条 (略)

(審議会)

第10条 (略)

2～4 (略)

(貸付けの決定)

第11条 (略)

(貸付けの休止)

第12条 (略)

(貸付けの廃止)

第13条 (略)

(償還)

第14条 (略)

(3) 独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校

(貸付けを受ける者の条件)

第4条 (略)

(貸付月額)

第5条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校及び独立行政法人海技教育機構国立口之津海上技術学校（以下「高等学校等」という。） 3万円以内

(2) 大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。） 5万円以内

(貸付期間)

第6条 (略)

(貸付条件)

第7条 (略)

(審議会)

第8条 (略)

2～4 (略)

(貸付けの決定)

第9条 (略)

(貸付けの休止)

第10条 (略)

(貸付けの廃止)

第11条 (略)

(償還)

第12条 (略)

2 奨学生が退学し、又は前条によって貸付けを廃止された場合は、その事由の生じた月から3年以内に貸付けを受けた金額を月賦、半年賦又は年賦をもって償還しなければならない。ただし、事情によって別途の償還方法を指示して償還させることができる。

(償還の猶予)

第15条 (略)

(償還の免除)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

2 (略)

2 奨学生が退学し、又は第11条によって貸付けを廃止された場合は、その事由の生じた月から3年以内に貸付けを受けた金額を月賦、半年賦又は年賦をもって償還しなければならない。ただし、事情によって別途の償還方法を指示して償還させることができる。

(償還の猶予)

第13条 (略)

(償還の免除)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

2 (略)

改正

平成20年6月30日条例第23号

平成23年3月22日条例第6号

平成30年8月10日条例第23号

南島原市奨学資金貸付基金条例

(設置)

第1条 奨学資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効果的に行うため、奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。

(貸付対象)

第5条 奨学資金は、南島原市に住所を有する者の子弟で、次に掲げる学校に在学するものに対して貸し付けるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する次の学校

ア 高等学校

イ 大学（法第97条に規定する大学院及び法第108条に規定する短期大学を含む。）

ウ 高等専門学校

(2) 法第124条に規定する専修学校（専門課程であって修業年数2年以上の学校に限る。）

(3) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）その他の法令で定める教育施設で、規則で定めるもの

(貸付けを受ける者の条件)

第6条 奨学資金の貸付けを受ける者は、経済的理由により修学困難な者のうち、健康かつ人物、学業とも奨学生としてふさわしい者とする。

(貸付月額)

第7条 奨学資金の貸付月額は、次のとおりとする。

(1) 高等学校及び第5条第3号に規定する教育施設で、これに相当するもの（以下「高等学校等」という。） 3万円以内

(2) 大学、高等専門学校、専修学校及び第5条第3号に規定する教育施設で、これらに相当するもの（以下「大学等」という。） 5万円以内

(貸付期間)

第8条 奨学資金の貸付期間は、在学する学校の正規の修業期間とする。

(貸付条件)

第9条 奨学資金の貸付条件は、無利子とする。

(審議会)

第10条 奨学資金の貸付事務を円滑適正に行うため、諮問機関として、南島原市奨学資金貸付審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の事項を審議する。

- (1) 借入申込みの審査に関する事。
- (2) 貸付の休止、廃止の審査に関する事。
- (3) 貸付金の償還の確保に関する事。
- (4) その他市長が必要と認め付議する事項

3 審議会は、委員10人以内で組織し、知識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

4 審議会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(貸付けの決定)

第11条 奨学資金の貸付けは、審議会に諮り市長が決定する。

(貸付けの休止)

第12条 奨学生が疾病その他の事由によって休学したときは、その期間奨学資金の貸付けを休止する。

(貸付けの廃止)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 傷病、疾病等で成業の見込みがないもの
- (2) 学業又は操行不良で成業の見込みがないもの
- (3) 学資の貸与を必要としない事由が生じたとき。

(償還)

第14条 貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後（高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあつては、大学等の卒業後）から6月間据え置き、その後貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦又は年賦をもって償還するものとする。ただし、都合により繰上償還することができる。

2 奨学生が退学し、又は前条によって貸付けを廃止された場合は、その事由の生じた月から3年以内に貸付けを受けた金額を月賦、半年賦又は年賦をもって償還しなければならない。ただし、事情によって別途の償還方法を指示して償還させることができる。

(償還の猶予)

第15条 前条の規定にかかわらず、奨学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中償還を猶予することができる。

- (1) 奨学資金を受けた学校からさらに上級の学校（予備校を含む。）に進学した場合におけるその在学期間
- (2) 疾病その他やむを得ない事由により償還が困難と認められる場合、その事由が継続する期間

(償還の免除)

第16条 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 著しい心身の障害が生じたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により償還が困難と認められたとき。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の深江町奨学資金貸付基金条例（昭和39年深江町条例第14号）、布津町奨学資金貸付基金条例（昭和41年布津町条例第7号）、有家町奨学資金貸付基金条例（昭和46年有家町条例第10号）、西有家町奨学資金貸付基金条例（昭和55年西有家町条例第20号）、北有馬町奨学資金貸与基金条例（昭和44年北有馬町条例第45号）、南有馬町奨学資金貸付基金条例（昭和39年南有馬町条例第18号）、口之津町育英資金貸付基金条例（昭和39年口之津町条例第7号）又は加津佐町奨学資金貸付基金条例（昭和39年加津佐町条例第7号）（以下これらを「合併前の条例」という。）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された基金については、なお合併前の条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める者について適用する。

(1) 改正後の第5条第1号及び第2号 平成30年度以降に貸付けを受ける者

(2) 改正後の第12条第1項 平成30年度以降に償還を開始する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第7条の規定は、令和2年度以後に貸付けを受ける者について適用する。

議案第32号

南島原市立学校設置条例等の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市立小林小学校等の位置に誤りがあったため、所要の改正を行うもの。

令和2年6月4日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(南島原市立学校設置条例の一部改正)

第1条 南島原市立学校設置条例(平成18年南島原市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表第1南島原市立小林小学校の項中「南島原市深江町乙1080番地」を「南島原市深江町乙1079番地9」に改め、同表南島原市立布津小学校の項中「南島原市布津町乙1676番地第1」を「南島原市布津町乙1676番地1」に改め、同表南島原市立有家小学校の項中「南島原市有家町久保180番地」を「南島原市有家町久保180番地1」に改め、同表南島原市立堂崎小学校の項中「南島原市有家町大苑720番地」を「南島原市有家町大苑719番地」に改め、同表南島原市立有馬小学校の項中「南島原市北有馬町丁52番地」を「南島原市北有馬町丁50番地1」に改める。

別表第2南島原市立北有馬中学校の項中「南島原市北有馬町丁248番地」を「南島原市北有馬町丁246番地3」に改める。

(南島原市公民館条例の一部改正)

第2条 南島原市公民館条例(平成18年南島原市条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1公民館の表南島原市北有馬折木公民館の項中「南島原市北有馬町甲1008番地」を「南島原市北有馬町甲1008番地1」に改め、別表第1公民館分館の表南島原市西有家公民館龍石分館の項中「南島原市西有家町龍石5065番地第2」を「南島原市西有家町龍石5065番地3」に改める。

(南島原市図書館条例の一部改正)

第3条 南島原市図書館条例(平成18年南島原市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条の表南島原市深江図書館の項中「南島原市深江町丁2260番地」を「南島原市深江町丁2266番地1」に改める。

(南島原市深江ふるさと伝承館条例の一部改正)

第4条 南島原市深江ふるさと伝承館条例(平成18年南島原市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「南島原市深江町丁2260番地」を「南島原市深江町丁2266番地1」に改める。

(南島原市地域住民センター条例の一部改正)

第5条 南島原市地域住民センター条例（平成18年南島原市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表南島原市北有馬灰木住民センターの項中「南島原市北有馬町丙1920番地1」を「南島原市北有馬町丙1920番地5」に改め、同表南島原市北有馬田平住民センターの項中「南島原市北有馬町戊2046番地1」を「南島原市北有馬町戊2033番地1」に改める。

（南島原市社会体育施設条例の一部改正）

第6条 南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1南島原市深江みどりが丘運動広場の項中「南島原市深江町丁7659番地46」を「南島原市深江町丁7659番地4」に改め、同表南島原市布津中央地区運動広場の項中「南島原市布津町乙990番地」を「南島原市布津町乙990番地1」に改め、同表南島原市北有馬田平体育館の項中「南島原市北有馬町己2030番地」を「南島原市北有馬町戊2030番地1」に改め、同表南島原市北有馬坂下地区運動広場の項中「南島原市北有馬町乙239番地」を「南島原市北有馬町乙239番地1」に改め、同表南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設の項中「南島原市北有馬町丁52番地」を「南島原市北有馬町丁62番地1」に改め、同表南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設の項中「南島原市南有馬町乙856番地」を「南島原市南有馬町乙856番地5」に改め、同表南島原市加津佐テニスコートの項及び南島原市加津佐弓道場の項中「南島原市加津佐町丁1番地1」を「南島原市加津佐町丁29番地1」に改め、同表南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設の項中「南島原市加津佐町己3315番地1」を「南島原市加津佐町己3318番地」に改める。

（南島原市マリンパークありえ条例の一部改正）

第7条 南島原市マリンパークありえ条例（平成18年南島原市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の表マリンパークの項中「南島原市有家町小川597番地」を「南島原市有家町小川957番地」に改める。

（南島原市歴史民俗資料館条例の一部改正）

第8条 南島原市歴史民俗資料館条例（平成18年南島原市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南島原市北有馬歴史民俗資料館の項中「南島原市北有馬町乙462番地」を「南島原市北有馬町乙462番地1」に改める。

(南島原市縄文の館条例の一部改正)

第9条 南島原市縄文の館条例(平成18年南島原市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「南島原市北有馬町乙2146番地9」を「南島原市北有馬町乙2146番地2」に改める。

(南島原市原城跡史跡室条例の一部改正)

第10条 南島原市原城跡史跡室条例(平成18年南島原市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「南島原市南有馬町乙1374番地」を「南島原市南有馬町乙1395番地」に改める。

(南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成31年南島原市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「南島原市有家町久保180番地」を「南島原市有家町久保180番地1」に改める。

附則中「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市立学校設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

南島原市立学校設置条例の一部改正（第1条関係）

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
南島原市立小林小学校	<u>南島原市深江町乙1079番地 9</u>	南島原市立小林小学校	<u>南島原市深江町乙1080番地</u>
(略)		(略)	
南島原市立布津小学校	<u>南島原市布津町乙1676番地 1</u>	南島原市立布津小学校	<u>南島原市布津町乙1676番地第 1</u>
(略)		(略)	
南島原市立有家小学校	<u>南島原市有家町久保180番地 1</u>	南島原市立有家小学校	<u>南島原市有家町久保180番地</u>
(略)		(略)	
南島原市立堂崎小学校	<u>南島原市有家町大苑719番地</u>	南島原市立堂崎小学校	<u>南島原市有家町大苑720番地</u>
(略)		(略)	
南島原市立有馬小学校	<u>南島原市北有馬町丁50番地 1</u>	南島原市立有馬小学校	<u>南島原市北有馬町丁52番地</u>
(略)		(略)	

別表第2（第3条関係）

名称	位置
(略)	
南島原市立北有馬中学校	南島原市北有馬町丁246番地3
(略)	

別表第2（第3条関係）

名称	位置
(略)	
南島原市立北有馬中学校	南島原市北有馬町丁248番地
(略)	

南島原市公民館条例の一部改正（第2条関係）

新		旧	
別表第1（第2条関係） 公民館		別表第1（第2条関係） 公民館	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
南島原市北有馬折木公民館	<u>南島原市北有馬町甲1008番地1</u>	南島原市北有馬折木公民館	<u>南島原市北有馬町甲1008番地</u>
(略)		(略)	
公民館分館		公民館分館	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
南島原市西有家公民館龍石分館	<u>南島原市西有家町龍石5065番地3</u>	南島原市西有家公民館龍石分館	<u>南島原市西有家町龍石5065番地第2</u>
(略)		(略)	

南島原市図書館条例の一部改正（第3条関係）

新		旧	
(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
南島原市深江図書館	<u>南島原市深江町丁2266番地 1</u>	南島原市深江図書館	<u>南島原市深江町丁2260番地</u>
(略)		(略)	

南島原市深江ふるさと伝承館条例の一部改正（第4条関係）

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふるさと伝承館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南島原市深江町丁2266番地1</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふるさと伝承館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南島原市深江町丁2260番地</u></p>

南島原市地域住民センター条例の一部改正（第5条関係）

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
南島原市北有馬灰木住民センター	<u>南島原市北有馬町丙1920番地 5</u>	南島原市北有馬灰木住民センター	<u>南島原市北有馬町丙1920番地 1</u>
南島原市北有馬田平住民センター	<u>南島原市北有馬町戊2033番地 1</u>	南島原市北有馬田平住民センター	<u>南島原市北有馬町戊2046番地 1</u>
(略)		(略)	

南島原市社会体育施設条例の一部改正（第6条関係）

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
南島原市深江みどりが丘運動広場	<u>南島原市深江町丁 7659 番地</u> <u>4</u>	南島原市深江みどりが丘運動広場	<u>南島原市深江町丁 7659 番地</u> <u>46</u>
(略)		(略)	
南島原市布津中央地区運動広場	<u>南島原市布津町乙 990 番地</u> <u>1</u>	南島原市布津中央地区運動広場	<u>南島原市布津町乙 990 番地</u>
(略)		(略)	
南島原市北有馬田平体育館	<u>南島原市北有馬町戊 2030 番地</u> <u>1</u>	南島原市北有馬田平体育館	<u>南島原市北有馬町己 2030 番地</u>
(略)		(略)	
南島原市北有馬坂下地区運動広場	<u>南島原市北有馬町乙 239 番地</u> <u>1</u>	南島原市北有馬坂下地区運動広場	<u>南島原市北有馬町乙 239 番地</u>
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設	<u>南島原市北有馬町丁 62 番地</u> <u>1</u>	南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設	<u>南島原市北有馬町丁 52 番地</u>

(略)	
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市南有馬町乙 856 番地 5
(略)	
南島原市加津佐テニスコート	南島原市加津佐町丁 29 番地 1
(略)	
南島原市加津佐弓道場	南島原市加津佐町丁 29 番地 1
(略)	
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市加津佐町己 3318 番地

(略)	
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市南有馬町乙 856 番地
(略)	
南島原市加津佐テニスコート	南島原市加津佐町丁 1 番地 1
(略)	
南島原市加津佐弓道場	南島原市加津佐町丁 1 番地 1
(略)	
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市加津佐町己 3315 番地 1

南島原市マリパークありえ条例の一部改正（第7条関係）

新		旧	
<p>(施設)</p> <p>第2条 マリパークの施設は、次に掲げるとおりとする。</p>		<p>(施設)</p> <p>第2条 マリパークの施設は、次に掲げるとおりとする。</p>	
施設の種類	規模、その他	施設の種類	規模、その他
マリパーク	有家総合運動公園（南島原市有家町小川 957 番地）に隣接する南側海岸のうち、東西の突堤で囲まれた区域及びその後背地 28307 m ² （養浜工 23000 m ² ・後背地 5307 m ² ）	マリパーク	有家総合運動公園（南島原市有家町小川 597 番地）に隣接する南側海岸のうち、東西の突堤で囲まれた区域及びその後背地 28307 m ² （養浜工 23000 m ² ・後背地 5307 m ² ）
(略)		(略)	

南島原市歴史民俗資料館条例の一部改正（第8条関係）

新		旧	
(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
南島原市北有馬歴史民俗資料館	<u>南島原市北有馬町乙 462 番地 1</u>	南島原市北有馬歴史民俗資料館	<u>南島原市北有馬町乙 462 番地</u>
(略)		(略)	

南島原市縄文の館条例の一部改正（第9条関係）

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南島原市北有馬町乙2146番地2</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南島原市北有馬町乙2146番地9</u></p>

南島原市原城跡史跡室条例の一部改正（第 10 条関係）

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 史跡室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南島原市南有馬町乙 1395 番地</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 史跡室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南島原市南有馬町乙1374番地</u></p>

南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成31年南島原市条例第40号）の一部改正（第11条関係）

新	旧																
<p>南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="170 512 1070 667"> <tr> <td>南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> <tr> <td>南島原市立蒲河小学校</td> <td>南島原市有家町蒲河1641番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立新切小学校</td> <td>南島原市有家町尾上3040番地3</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="170 815 1070 868"> <tr> <td>(仮称) 南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地1</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地	南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3	(仮称) 南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1	<p>南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1191 512 2092 667"> <tr> <td>南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立蒲河小学校</td> <td>南島原市有家町蒲河1641番地</td> </tr> <tr> <td>南島原市立新切小学校</td> <td>南島原市有家町尾上3040番地3</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1191 815 2092 868"> <tr> <td>(仮称) 南島原市立有家小学校</td> <td>南島原市有家町久保180番地</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成33年4月1日から施行する。</p>	南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地	南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地	南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3	(仮称) 南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地																
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3																
(仮称) 南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地1																
南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地																
南島原市立蒲河小学校	南島原市有家町蒲河1641番地																
南島原市立新切小学校	南島原市有家町尾上3040番地3																
(仮称) 南島原市立有家小学校	南島原市有家町久保180番地																

議案第33号

財産の取得について（学校給食センター厨房機器購入（1工区））

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年6月4日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

- 1 財産の種類 厨房機器
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 238,359,000円
- 4 契約の相手方 長崎県長崎市古賀町1007-1原口ビル106
株式会社アイホー 長崎営業所
所長 廣中 大

学校給食センター厨房機器購入(1工区)一覧表

名 称		摘 要	数量	単位	名 称		摘 要	数量	単位
	<A. 検収室>				20	ラック SLS1220-19	W1212×D613×1892	3	台
1	荷受台	W1200×D600×H600	3	台		小計			
2	デジタル台秤 DP-6700K-60	W350×D605×H795	3	台					
3	秤台	W700×D450×H500	3	台					
4	移動検収台	W1200×D600×H600	3	台					
5	コンパクト収納カート	W875×D700×H800	10	台					
6	電解次亜水生成装置 FE-1U-10000	W1000×D600×H1900	1	台					
7	1槽シンク SDS1-127B	W1200×D750×H850	1	台					
8	移動式ピーラー PL-82N-DH-C(トク)	W1200×D750×H1060	2	台					
9	器具消毒保管機 ISCK-13JW-ECF	W1370×D750×H1940	1	台					
10	器具消毒保管機 ISC-W20JW-EHF	W900×D950×H2340	1	台					
11	器具消毒保管機 ISC-W30JW-EHCF	W1370×D950×H2340	2	台					
12	器具消毒保管機 ISC-W30JW-EHCF	W1370×D950×H2340	2	台					
13	冷凍庫 HF-90AT	W900×D650×H1960	1	台					
14	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	2	台					
15	三槽シンク SDS3-247B	W2400×D750×H850	1	台					
16	器具洗浄機 DWA1-8MHLS	W3450×D1060×H1790	1	台					
17	移動台 DTM-96	W900×D600×H850	1	台					
18	モップ洗いシンク DSF1-66B	W600×D600×H650	1	台					
19	新油・廃油タンク ATA-1050	W2800×D1050×H2150	1	台					

学校給食センター厨房機器購入(1工区)一覧表

名 称		摘 要	数量	単位	名 称		摘 要	数量	単位
	<B. 食品庫・計量室>					<C. 下処理室(野菜類)>			
1	移動ラック SLS910-15	W910×D613×H1717	6	台	1	カートインプレハブ冷凍庫	W1840×D2650×H2700	1	台
2	冷蔵庫 HR-90A-ML	W900×D800×H1960	1	台	2	カートインプレハブ冷蔵庫	W2850×D2650×H2700	1	台
3	二槽シンク SDS2-157B	W1500×D750×H850	1	台	3	プラスチックドローリー	W620×D420×H600	26	台
4	戸棚付作業台 HTC-247B	W2400×D750×H850	1	台	4	移動式受槽	W850×D700×H953	2	台
5	電動缶切機 1000ガタ	W230×D450×H388	1	台	5	包丁まな板殺菌庫 DS-113	W600×D500×H1030	2	台
6	デジタル台秤 UDS-210W-5K	W248×D270×H175	2	台	6	器具消毒保管機 ISC-W40JW-EHF	W1745×D950×H2340	1	台
7	包丁まな板殺菌庫 DS-108	W300×D500×H1640	1	台	7	移動台 DTM-77	W750×D750×H850	4	台
8	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台	8	四槽シンク	W3300×D750×H850	5	台
9	移動台 DTM-96	W900×D600×H850	2	台	9	ローラーコンベヤ	W1200×D750×H600	5	台
10	器具消毒保管機 ISC-W30JW-EF	W1280×D950×H1960	1	台	10	三槽シンク SDS3-217B	W2100×D750×H850	1	台
11	受渡しカウンター	W1970×D750×H1985	1	台	11	パススルー冷蔵庫 HR-150CA3-ML-4G4G	W1500×D850×H1960	1	台
	小計				12	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台
						小計			

学校給食センター厨房機器購入(1工区)一覧表

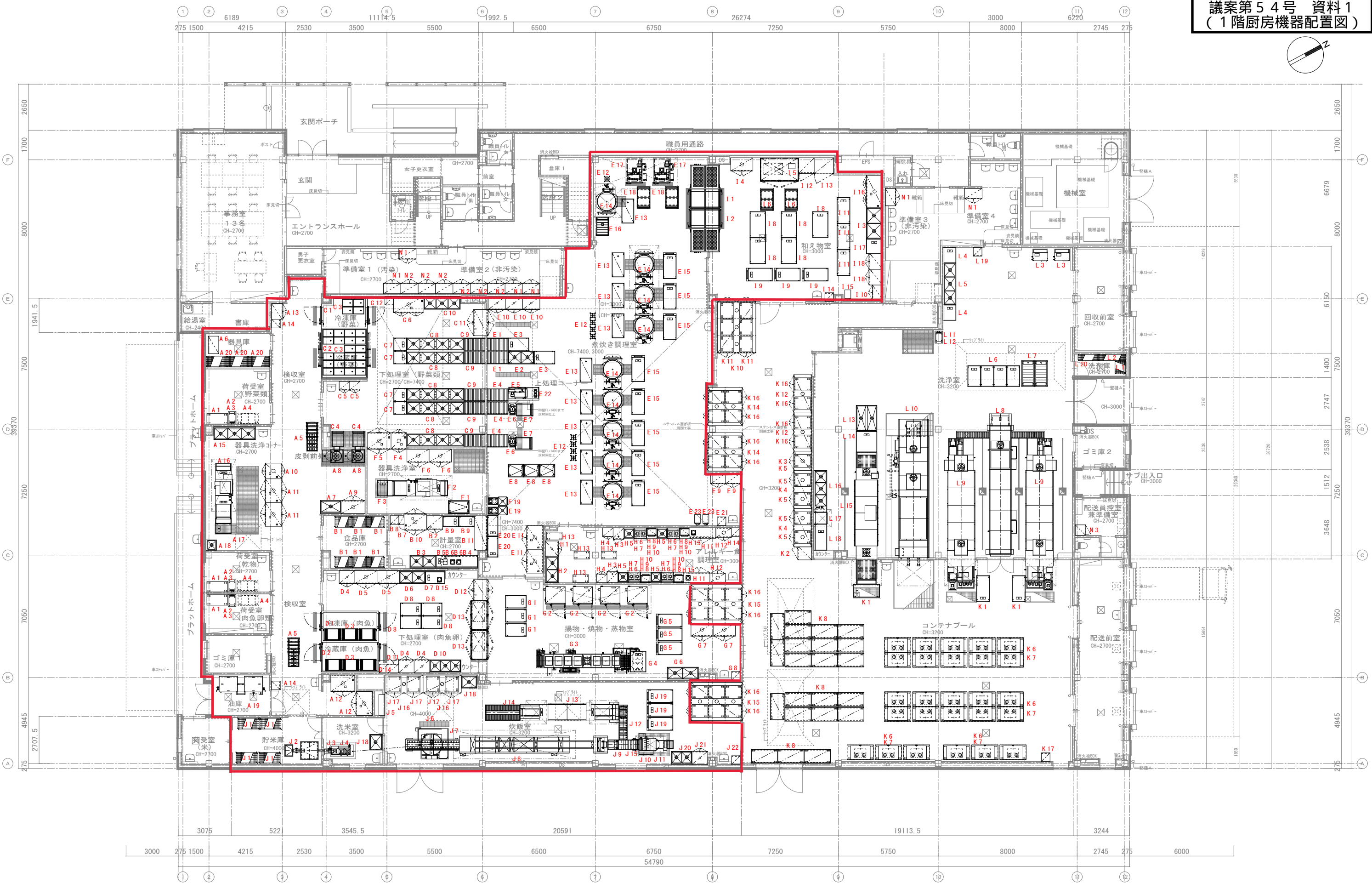
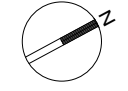
名 称		摘 要	数量	単位	名 称		摘 要	数量	単位
	<D. 下処理室(肉魚・卵)>					<E. 上処理・煮炊き調理室>			
1	カートインプレハブ冷凍庫	W3300×D1800×H2700	1	台	1	移動式ローラーコンベヤ	W1200×D750×H600	2	台
2	カートインプレハブ冷蔵庫	W3300×D1700×H2700	1	台	2	移動二槽シンク	W1500×D750×H850	1	台
3	移動ラック MX2436F-13-D	W937×D653×H1516	6	台	3	移動台 DTM-127	W1200×D750×H850	2	台
4	器具消毒保管機 ISCK-12JW-EHF	W900×D750×H2340	3	台	4	移動式ローラーコンベヤ	W1200×D750×H600	3	台
5	器具消毒保管機 ISCK-13JW-EHF	W1280×D750×H2340	2	台	5	フードスライサー 既存品		1	台
6	二槽シンク SDS2-157B	W1500×D750×H850	1	台	6	野菜スライサー CL-60E	W460×D750×H1420	2	台
7	作業台	W1100×D750×H850	1	台	7	移動式受槽	W970×D700×H953	2	台
8	移動台 DTM-127	W1200×D750×H850	4	台	8	移動シンク	W900×D750×H850	3	台
9	欠番				9	包丁まな板殺菌庫 DS-114C	W850×D600×H1430	2	台
10	三槽シンク SDS3-187B	W1800×D750×H850	1	台	10	器具消毒保管機 ISCK-12JW-EHCF	W990×D750×H2340	3	台
11	包丁まな板殺菌庫 DS-113	W600×D500×H1030	1	台	11	器具消毒保管機 ISC-W30JW-EHCF	W1370×D950×H2340	2	台
12	パススルー冷蔵庫 HR-120CA3-ML-4G4G	W1200×D850×H1960	1	台	12	スパテラスタンド ST-S	W270× ×H620	9	台
13	カートイン冷蔵庫	W1700×D1000×H2230	2	台	13	ザル運搬ラック	W1400×D700×H1200	9	台
14	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台	14	蒸気回転釜 SRB-300NR-DP	W1798×D1230×H2125 902	9	台
15	デジタル台秤 UDS-210W-5K	W248×D270×H175	1	台	15	配缶台	W1500×D750×H600	8	台
	小計				16	L型運搬車 DLKH-97	W950×D700×H885	1	台
					17	スチーマー CS-I(トク)	W1180×D1510×H2105	2	台
					18	ラックカート	W1252×D700×H1553	2	台
					19	移動式高速度ミキサー MX-40SA-M	W420×D590×H1130 W500×D530×H900	2	台

学校給食センター厨房機器購入(1工区)一覧表

名 称		摘 要	数量	単位	名 称		摘 要	数量	単位
<G. 揚物・焼物・蒸物室>					<H. アレルギー食調理室>				
1	移動台 DTM-127	W1200×D750×H850	3	台	1	器具消毒保管機 ISCK-12JW-EF	W900×D750×H1940	1	台
2	スチムコンベクションオープン SCOS-2020RH-L	W1125×D1025×H1885	4	台	2	二槽シンク SDS2-157B	W1500×D750×H850	1	台
3	連続式フライヤー NAFC-055MG-CHR	W5500×D1500×H2500	1	台	3	冷凍冷蔵庫 HRF-63AT	W625×D650×H1960	2	台
4	受台 DT-129	W1200×D900×H665	1	台	4	包丁まな板殺菌庫 DS-113	W600×D500×H1030	2	台
5	配缶台	W1500×D750×H600	3	台	5	一槽シンク SDS1-66B	W600×D600×H850	4	台
6	二槽シンク SDS2-187B	W1800×D750×H850	1	台	6	IH調理器 MIR-2.5NTW	W700×D450×H150	4	台
7	器具消毒保管機 ISCK-13JW-EF	W1280×D750×H1940	2	台	7	置台	W700×D600×H700	4	台
8	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台	8	作業台	W600×D600×H850	4	台
	小計				9	ウォーターオープン (ヘルシオ) AX-XW300	W490×D430×H420	4	台
					10	オープン用上棚	W600×D430	4	台
					11	テーブル型消毒保管機 ISCU-6J-E	W1500×D600×H850	2	台
					12	消毒保管機 ISC-S10JW-EF	W900×D550×H1940	2	台
					13	移動台	W900×D450×H850	4	台
					14	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台
					15	デジタル台秤 UDS-210W-5K	W248×D270×H175	2	台
						小計			

学校給食センター厨房機器購入(1工区)一覧表

名 称		摘 要	数量	単位	名 称		摘 要	数量	単位
<I. 和え物室>					<J. 貯米庫・洗米室・炊飯室>				
1	氷蓄熱真空冷却機 THRE-150LPS-L	W2500×D1850×H2200 1650	1	台	1	移動ラック SLS1220-13	W1212×D613×H1546	4	台
2	氷蓄熱真空冷却機 THRE-150LPS-R	W2500×D1850×H2200 1650	1	台	2	米サイロ・バケットコンベア	W1030×D1030×H3100	1	台
3	二槽シンク	W1800×D950×H850	1	台	3	分量機 RM-1	W400×D350×H265	1	台
4	器具消毒保管機 ISCK-13JW-EF	W1280×D750×H1940	1	台	4	連続洗米機 CRW-600	W1360×D650×H900	1	台
5	冷蔵庫	W2200×D1350×H2120	1	台	5	炊飯システム制御盤	W1200×D350×H1950	1	台
6	ラックカート	W1252×D700×H1553	2	台	6	浸漬配水配米機 RD-450A	W1875×D1750×H3182	1	台
7	欠番				7	配米コンベヤ RDC-3100	W3100×D740×H682	1	台
8	移動台 DTM-159	W1500×D900×H800	5	台	8	連続炊飯・炊飯釜下降機 RCG-450N-B	W8530×D1000×H2345	1	台
9	配缶台	W1500×D750×H600	3	台	9	蓋取りコンベア HCV-B1-2150	W2150×D560×H675	1	台
10	包丁まな板殺菌庫 DS-114A	W850×D600×H1430	1	台	10	反転ほぐし機 RMR-60W	W1525×D1205×H1375	1	台
11	移動台 DTM-157	W1500×D750×H850	3	台	11	食缶計量機 SRC-15KBM	W1000×D573×H1093	1	台
12	保冷库 MR-90CA	W900×D900×H1970	1	台	12	洗浄前空釜搬送コンベヤ RPTCV-2000	W1860×D500×H680	1	台
13	保冷库 NMR-36B	W1120×D920×H1855	1	台	13	炊飯釜・蓋洗浄機 RW2-MR	W5680×D1160×H1680	1	台
14	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台	14	返却コンベヤ	W2000×D900×H930	1	台
15	デジタル台秤 DP-6700K-30	W350×D605×H795	1	台	15	炊飯釜・蓋 RCP-7MS	W582×D347×H66 W712×D367×H225	64	台
16	器具消毒保管機 ISC-W40JW-EHCF	W1870×D950×H2340	1	台	16	炊飯釜消毒保管機 ISCT-S2CW-E	W2200×D1035×H2220	2	台
17	作業台	W850×D950×H850	1	台	17	保管機用カート	W750×D900×H1720	4	台
18	冷凍庫 HF-90A3-ML	W900×D800×H1960	2	台	18	一槽シンク SDS1-97B	W900×D750×H850	2	台
	小計				19	配缶台	W1500×D750×H600	3	台



学校給食センター厨房工事 (1工区)		図面番号 厨房-04
設計番号 29-842	図面名称 1階厨房機器配置図	
S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	DATE	
1級建築士第298645号 田中健一郎		相 限
株式会社 三省設計事務所		長崎市興善町5番1号 (丸善ハイスクエア2F) TEL (095) (代) 825-2124 FAX 825-2145

議案第34号

財産の取得について（学校給食センター厨房機器購入（2工区））

次のとおり教育財産を取得するため、議会の議決を経る必要があるので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

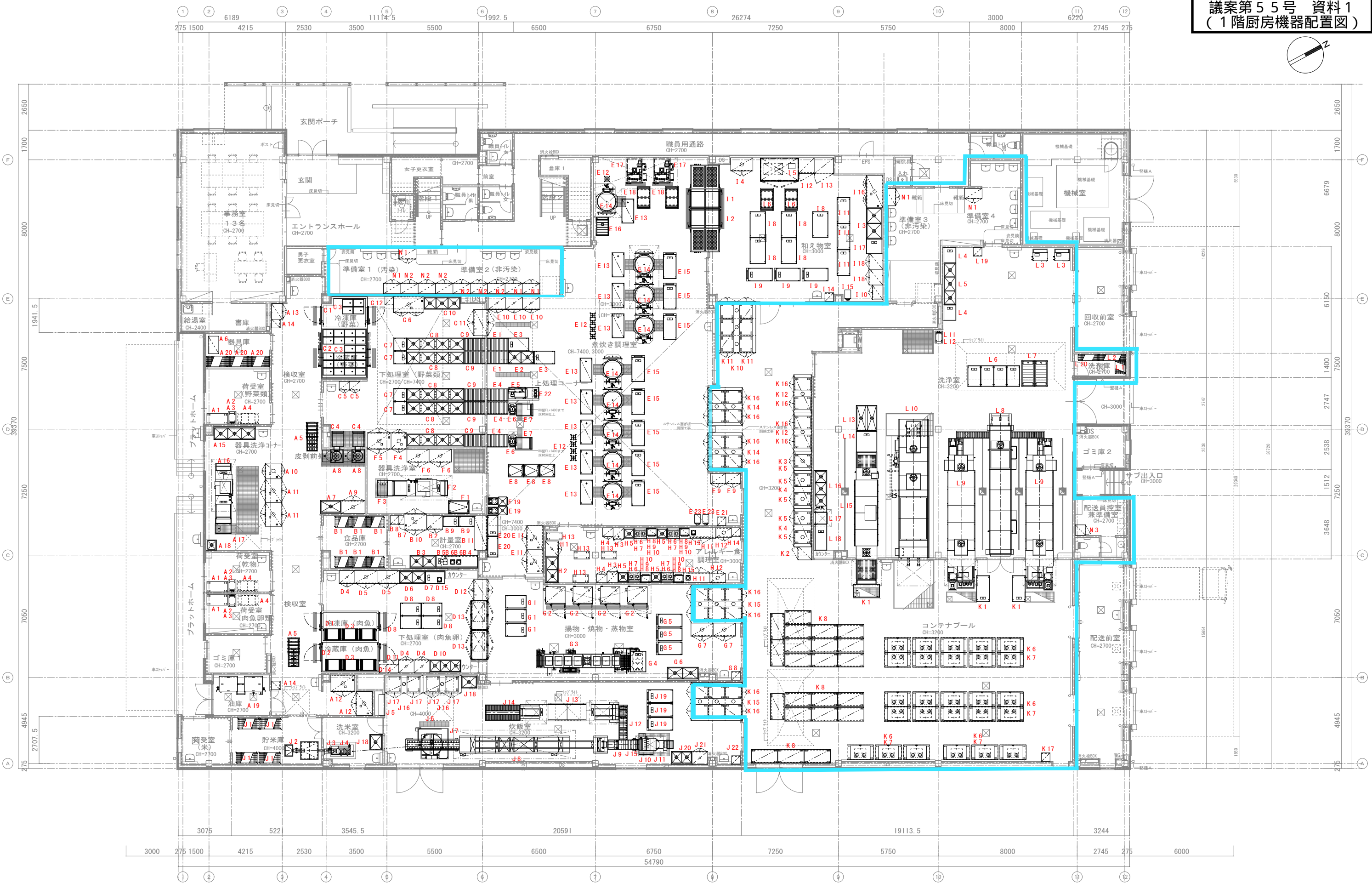
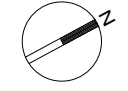
令和2年6月4日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

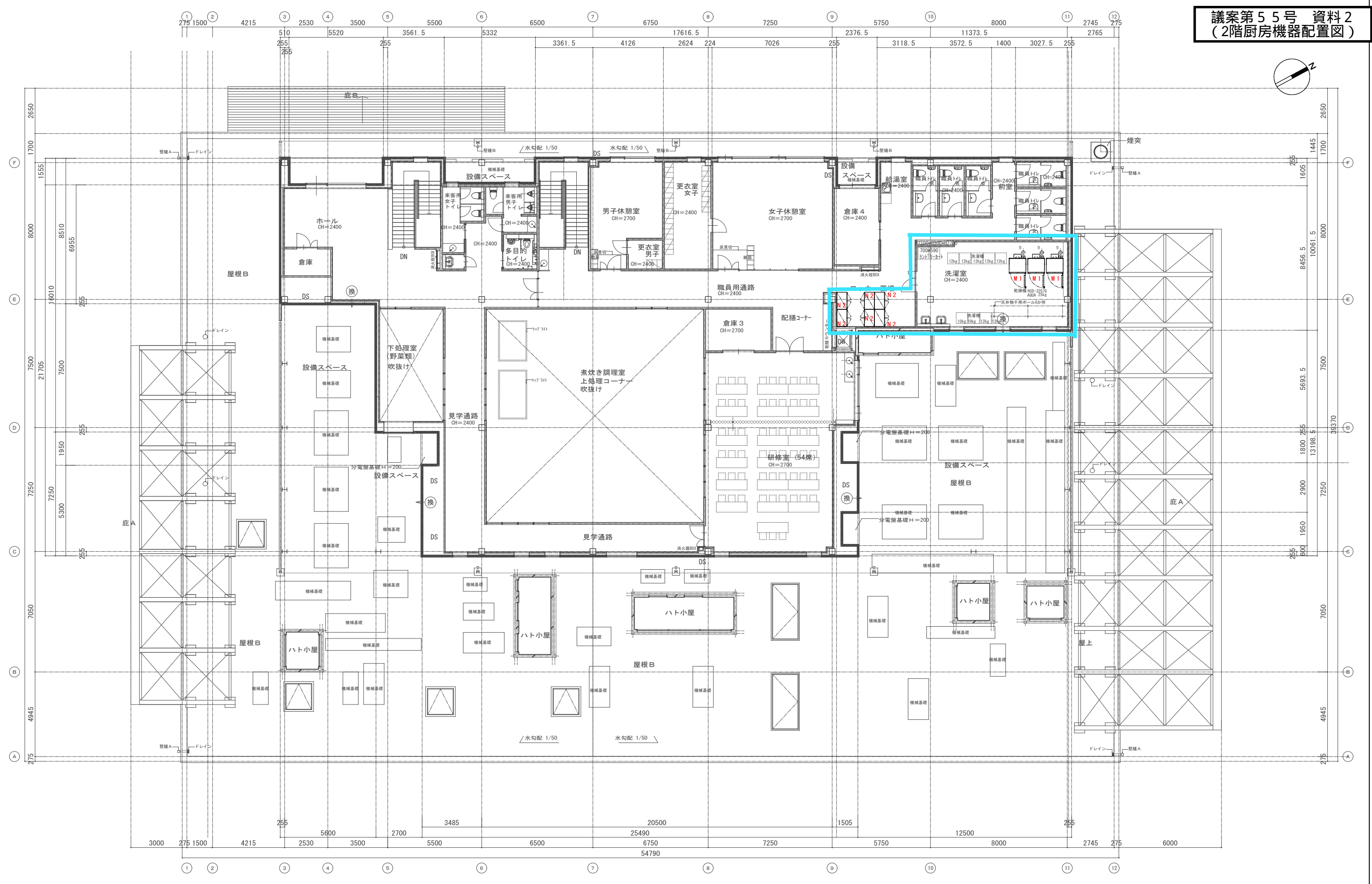
- 1 財産の種類 厨房機器
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 198,000,000円
- 4 契約の相手方 福岡県大野城市瓦田4丁目15番30号
日本調理機株式会社 九州支店
支店長 今古賀 達生

学校給食センター厨房機器購入(2工区)一覧表

名 称		摘 要	数量	単位	名 称		摘 要	数量	単位
	<K. コンテナプール>					<L. 洗浄室>			
1	移動台 DTM-157	W1500×D750×H850	3	台	1	ラック SLS760-19	W758×D613×H1892	1	台
2	冷凍庫 HF-75A	W750×D800×H1960	1	台	2	ラック SAS1520-19	W1518×D359×H1892	1	台
3	トラックイン食器消毒保管機 ISCT-S1CW-EX(トク)	W1110×D1035×H2220	1	台	3	コンプレッサー POD-3.7MNP6	W923×D691×H1180	2	台
4	トラックイン食器消毒保管機 ISCT-S2CW-EDX(トク)	W2200×D1035×H2220	2	台	4	作業台 DT-97B	W900×D750×H850	2	台
5	保管機用カート	W750×D900×H1720	5	台	5	三槽シンク SDS3-247B	W2400×D750×H850	1	台
6	天吊式コンテナ消毒装置 ISCV-1JW-EX	W1150×D800×H1200	26	台	6	移動台 DTM-127	W1200×D750×H850	4	台
7	食器用コンテナ	W1520×D850×H1480	26	台	7	移動ラック DRM-157	W1500×D750×H1390	2	台
8	コンテナ	W1520×D800×H1550	22	台	8	立体浸漬槽 VDS-2B-81	W8100×D1570×H1850	1	台
9	欠番				9	食器・トレイ洗浄機 DWMX4-84SB-14MS	W8730×D1775×H2400	2	台
10	トラックイン食缶消毒保管機 ISCT-32CW-EX(トク)	W2200×D2965×H2220	1	台	10	コンテナ洗浄機 COW-J-S	W6970×D2150×H3700	1	台
11	保管機用カート	W750×D900×H1825	6	台	11	デジタル台秤 DP-6700K-30	W350×D605×H795	1	台
12	トラックイン食缶消毒保管機 ISCT-S2CW-EX(トク)	W2200×D1035×H2220	2	台	12	秤台	W700×D450×H500	1	台
13	欠番				13	二槽シンク	W1500×D1200×H850	1	台
14	トラックイン食缶消毒保管機 ISCT-W2CW-EX(トク)	W2200×D2000×H2220	2	台	14	作業台	W1200×D1200×H600	1	台
15	トラックイン食缶消毒保管機 ISCT-32CW-EX(トク)	W2200×D2965×H2220	2	台	15	食缶洗浄機 DWX4-0MH	W7600×D1350×H2160	1	台
16	保管機用カート	W750×D900×H1825	24	台	16	ソイルドシンク	W2400×D750×H850	1	台
17	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台	17	食器洗浄機 ND-8TE	W940×D750×H1505	1	台
	小計				18	クリーンテーブル	W1500×D750×H850	1	台
					19	掃除用具入れ	W500×D500×H1800	1	台



学校給食センター厨房工事 (2工区)		図面番号 厨房-04
設計番号 29-842	図面名称 1階厨房機器配置図	
S=1:100 (A1) S=1:200 (A3)	DATE	
1級建築士第298645号 田中健一郎		縮 略
株式会社 三省設計事務所		長崎市興善町5番1号 (丸善ハイスクーパー2F) TEL (095) (代) 825-2124 FAX 825-2145



学校給食センター厨房工事 (2工区)		図面番号 厨房-05
設計番号 29-842	図面名称 2階厨房機器配置図	
SCALE S=1:50 (A1) S=1:100 (A3)	DATE	
1級建築士第298645号 田中健一郎		印 監 修
株式会社 三省設計事務所		長崎市興善町5番1号 (丸善ハイネスクーポ2F) TEL (095) 825-2124 FAX 825-2145

報告第3号

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

令和2年度における夏季休業日について、所要の改正を行なったので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第4条の規則により報告する。

令和2年6月4日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における夏季休業日の特例）

- 3 令和2年度における夏季休業日は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、7月23日から8月23日までとする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(令和2年度における夏季休業日の特例)</u></p> <p>3 <u>令和2年度における夏季休業日は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、7月23日から8月23日までとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

改正

平成18年4月1日教育委員会規則第38号
平成19年3月28日教育委員会規則第3号
平成20年3月25日教育委員会規則第2号
平成21年3月25日教育委員会規則第5号
平成23年2月23日教育委員会規則第1号
平成28年9月30日教育委員会規則第18号
平成30年3月27日教育委員会規則第2号

南島原市立小・中学校管理規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学期・休業日（第2条—第4条）
- 第3章 教育活動（第5条—第10条の2）
- 第4章 教材の取扱い（第11条・第12条）
- 第5章 校長・職員（第13条—第30条の2）
- 第6章 施設設備の管理（第31条—第36条）
- 第7章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、南島原市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）について地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項を定め、もって円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。

第2章 学期・休業日

（学期）

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定による学期は、次の3学期とする。

- （1）第1学期 4月1日から8月31日まで
- （2）第2学期 9月1日から12月31日まで
- （3）第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第3条 学校の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第61条第1号から第3号まで（第79条で準用する場合を含む。）の規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。

- （1）学年始休業日 4月1日から同月5日まで
- （2）夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- （3）冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- （4）学年末休業日 3月25日から同月31日まで

（5）前各号に定めるもののほか、校長が休業を必要と認め、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日

2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て休業日に授業を行うことができる。

(非常変災等による臨時休業の報告)

第4条 校長は、施行規則第63条（第79条で準用する場合を含む。）の規定によって、臨時に授業を行わないときは、次に掲げる事項を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない理由及びその期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
- (3) その他校長が必要と認める事項

第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第5条 学校の教育課程は、施行規則第52条及び第74条の規定によるもののほか、教育委員会の定める基準により校長が編成する。

2 前項の教育課程は、少なくとも学年別の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当並びに指導計画の要項を示すものでなければならない。

(教育課程の届出)

第6条 校長は、前条の規定により教育課程を編成したときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の教育課程を変更する場合も、同様とする。

3 校長は、当該学年終了後翌年度4月中にその実施概況を教育委員会に報告しなければならない。

(校外行事)

第7条 修学旅行、野外旅行、水泳及び体育、その他の対外的諸活動等の校外行事は、教育委員会の定める基準によらなければならない。

2 校長は、前項に定める行事の実施に当たっては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、第1項の行事のうち、泊を要する行事を実施したときは、終了後速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(学校以外の施設の使用)

第8条 学校が当該学校以外の施設を使用する場合は、校長は次に掲げる事項をあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 使用期間
- (4) 所有者又は管理者の使用許可の有無

(出席停止)

第9条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項に定める報告又は意見の具申を受け、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項及び第49条の規定による出席停止を命ずる場合は、次に掲げる手続を行わなければならない。

(1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。

(2) 当該児童生徒の保護者に、理由及び期間を記載した文書を交付すること。

(3) その他教育長が必要と認めた手続

(児童、生徒の事故等の報告)

第10条 児童、生徒の重大な事故又は集団的疾病が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校長は、速やかにその実情を教育委員会に連絡し、改めて文書をもって詳細を報告しなければならない。

(学校評価)

第10条の2 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育長に報告するものとする。

4 学校評価について必要な事項は、教育長が別に定める。

第4章 教材の取扱い

(教材の使用)

第11条 学校は、教育上有益かつ適切と認めた教材については、進んでこれを使用し、教育内容の充実を図るものとする。

2 学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済負担について特に考慮しなければならない。

(教材の届出)

第12条 校長は、前条に規定する教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載し、使用しようとする日の1月前までに教材を添えて提出しなければならない。

(1) 使用目的

(2) 名称及び編著者名

(3) 使用対象

(4) 使用期間

(5) 単価

(6) 経費の負担者

第5章 校長・職員

(校務の分掌)

第13条 この規則で定めるものを除くほか、校長は、校務分掌を定め教育委員会に報告しなければならない。

(学級編制、学級担任、教科担任)

第14条 校長は、教育委員会の定める学年ごとの学級数によって学級を編制しなければならない。

2 校長は、学級を担当する職員及び教科を担当する職員を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(校長、教頭、教諭その他の職員)

第15条 学校には、校長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員その他の職員を置く。

3 事務職員の職として、事務主幹、事務主任及び事務主査を置くことができる。

4 学校栄養職員の職として、主任学校栄養職員及び副主任学校栄養職員を置くことができる。

(副校長)

第15条の2 副校長は、校長を助け、校長の命を受けて校務の一部を処理する。

(主幹教諭)

第15条の3 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。

(指導教諭)

第15条の4 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(事務の共同実施等)

第16条 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校支援共同実施室（以下「学校支援室」という。）を置く。

2 学校支援室には、第15条第2項に規定する事務職員及びその他の職員を配置する。

3 学校支援室に配置された者は、当該学校支援室が行う業務について、構成する学校すべてを兼務する。

4 学校支援室に、事務を総括及び調整する職員として学校支援共同実施室長（以下「室長」という。）を置き、室長を補佐する職員として副室長を置く。

5 室長は、第15条第3項に規定する職のうち事務主幹である者のうちから、各年度ごとに教育委員会が命ずる。ただし、当該学校支援室に、事務主幹が配置されていない場合は事務主任である者のうちから、事務主幹及び事務主任が配置されていない場合は事務主査である者のうちから命ずる。

6 副室長は、前項の規定により室長に命ぜられた者を除く当該学校支援室に配置された事務職員のうちから、各年度ごとに教育委員会が命ずる。

7 学校支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教務主任、保健主事)

第17条 学校には、教務主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 教務主任は、当該学校の指導教諭又は教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会

が命ずる。

- 5 保健主事は、当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(学年主任)

第18条 学校には、2以上の学級からなる学年ごとに学年主任を置く。

- 2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任の発令については、前条第4項の規定を準用する。

(生活指導主任)

第19条 小学校には、生活指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 生活指導主任は、校長の監督を受け、児童の生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生活指導主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(生徒指導主事、進路指導主事)

第20条 中学校には、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(研究主任)

第21条 学校には、研究主任を置くことができる。

- 2 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 研究主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(司書教諭)

第22条 学校に、司書教諭を置く。ただし、特別な理由があるときは、これを置かないことができる。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 司書教諭の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(分校主任)

第23条 分校には、特別の事情のあるときは、教頭に代えて分校主任を置くことができる。

- 2 分校主任は、校長の監督を受け、分校の校務を整理する。
- 3 分校主任の発令については、第17条第4項の規定を準用する。

(その他の主任等)

第24条 学校においては、第17条から前条までに規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の任期)

第25条 第17条から前条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 学年途中で主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(校長及び職員の休暇)

第26条 校長の休暇は、教育委員会の承認を得なければならない。

2 職員の休暇は、校長が承認する。ただし、別に定めのあるもの又は多数の職員に一斉に休暇を与える場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 職員の休暇が7日以上にわたるときは、校長は、教育委員会に届け出るものとする。

(校長及び職員の出張)

第27条 校長の出張は、教育委員会が命ずる。

2 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、県外及び県内7日以上にわたるときは、あらかじめ教育委員会に連絡するものとする。

(校長及び職員の事故の報告)

第28条 校長又は職員に重大な事故があったときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(職員会議)

第29条 校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議は、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定を行うに当たって所属職員の意見を聴くこと。

(3) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。

4 前項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第30条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解と識見を有するもののうちから3人以内を校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

3 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育活動及び学校と地域社会との連携等、校長の行う学校運営に関して意見を述べ、助言を行うものとする。

4 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

5 学校評議員には、報酬は支給しないものとする。

(学校運営協議会)

第30条の2 教育委員会は、学校運営上必要と認めるときは、学校に学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

3 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6章 施設設備の管理

(管理の責任者)

第31条 校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を総括管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分任する。

(管理に必要な台帳)

第32条 校長は、管理に必要な台帳を整備し、その現有状況を記載し、毎年度末に教育委員会に報告しなければならない。

(災害報告)

第33条 校長は、災害又は事故によって学校の施設及び設備が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告し、指示を受けなければならない。

(施設の利用)

第34条 校長は、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会と協議の上、学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

(警備及び防災の計画)

第35条 校長は、毎年度始め、学校の警備及び防災の計画を定め教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画には、特に児童、生徒の安全を確保するための措置が講じられなければならない。

(宿直、日直)

第36条 校長は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、所属職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

第7章 雑則

(校内諸規則の報告)

第37条 校長がこの規則の実施について当該学校の運営、管理に関し規則又は規程を定めた場合は、教育委員会に報告するものとする。

(意見の具申)

第38条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条の規定による校長からの意見の申出に関する人事事務については、教育長あてとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校管理規則（昭和32年深江町教育委員会規則第1号）、布津町立小・中学校管理規則（昭和31年布津町教育委員会規則第6号）、有家町立小中学校管理規則（昭和32年有家町教育委員会規則第1号）、西有家町立小・中学校管理規則（昭和32年西有家町教育委員会規則第1号）、北有馬町立小、中学校管理規則（昭和38年北有馬町教育委員会規則第1号）、南有馬町立小、中学校管理規則（昭和38年南有馬町教育委員会規則第10号）、口之津町立小、中学校管理規則（昭和32年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町立小・中学校管理規則（昭和32年加津佐町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度における夏季休業日の特例)

3 令和2年度における夏季休業日は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、7月23日から8月23日までとする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。